

議事等の公開の扱い（案）

本研究会の議事等の公開の扱いについては、関連行政の改善案について行政改革担当大臣に助言を行うという開催趣旨にかんがみて、以下のとおりとする。

- 1 会議終了後、原則として、配付資料及び議事要旨を速やかに公表する。
- 2 前項の規定にかかわらず、会議は、座長が研究会に諮った上で、公開することができる。